

令和2年度第4回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和2年7月10日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男		
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村 辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田 悦子
	3番	山崎	幸臣	4番	田中 豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山 武
	7番	河村	久雄	8番	田中 正則
	9番	木原	さち子	10番	谷尾 友枝
	11番	宮本	彰太郎		

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	谷本	昭
	永江	守弘	山本	知司
	上月	清	保田	公範
	竹内	俊雄	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 8番 田中 正則 9番 木原さち子
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則第29条の規定による転用届について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 安部 泰己 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

本日の欠席者は、ありません。

農業委員 出席者14名 農地利用最適化推進委員 出席者13名です。定足数に達していますので、令和2年度第4回八頭町農業委員会を始めます。

委員一同

「農業委員会憲章唱和」

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、

8番 田中 正則委員 9番 木原 さち子委員 をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが、私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項はもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。

今月は4件です。双方合意による解約のため、問題ありませんでしたので受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。

今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。内容は問題ありませんでしたので受理しました。

また、4月の定例農業委員会で報告しました農業用倉庫建築に係る届出ですが、諸事情により建築を中止されるということで、取下げ願いを提出され、受理しましたので報告します。

以上です。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号4-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号4-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：徳丸地内 台帳地目：田 現況地目：田 面積1, 212㎡、</p> <p>土地の所在地：徳丸地内 台帳地目：畑 現況地目：畑 面積1, 244㎡</p> <p>土地の所在地：徳丸地内 台帳地目：田 現況地目：田 面積1, 860㎡ 3筆合計面積4, 316㎡</p> <p>権利の種類：所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、農業のできる一戸建ての家屋を探されていた譲受人が、愛知県在住の譲渡人所有の家屋と農地をすべて購入されるということで話がまとまったものです。</p> <p>譲受人の住所は現在智頭町ですが、実家は八頭町内にあります。</p> <p>農業ができる一戸建ての家屋を探していたところ、不動産業者から譲渡人の所有する家屋と農地を紹介されたようです。</p> <p>譲渡人は平成20年に、家屋と申請地3筆の農地全てを相続されましたが、10年以上耕作しないままとなっています。譲渡人は今後も鳥取県内及び八頭町内に戻る予定はないとのこと。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクターを譲渡人から取得される予定であり、取得後のすべての農地について具体的な作付け計画も立てておられます。</p> <p>通作についても2筆は購入する家の隣地であり、残り1筆は徒歩5分程度の場所にありますので、効率的に利用するものと思われれます。</p>
事務局	<p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数を本人から聴取を行った結果、農作業は本人と配偶者で年間140日以上農作業されるとのことです。</p> <p>また、譲受人の実家が八頭町内にあり、今までにも両親の農作</p>

事務局	業の手伝いや家庭菜園等で4年間の農業経験があり、年間100日程度農作業をされておられますので、取得後も農作業に従事すると認められます。
事務局	次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、43.16アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻や野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 以上です。
議長（会長）	この件につきましては、4番 田中豊秋 委員に事前調査をお願いしていますのでお願いします。
田中豊委員	7月7日午後2時、電話により譲受人と譲渡人双方の代理人の行政書士に説明をしていただきました。事務局の説明していただいたとおりでした。 譲受人は30代前半、妻と子供とともに取得された家屋に移住されるとのことでした。 現在、申請農地は耕作放棄地のため、今後は荒廃農地が解消されるので、近隣の農地環境に対しても良いことだと思われま
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
西田委員	移住ということは、八頭町内の実家からこちらに住まわれるということでよいのでしょうか。また、今までは申請地は耕作放棄地ということでもよろしかったのでしょうか。どなたかが管理されていたわけではなかったのでしょうか。
田中豊委員	家屋は空き家でどなたも住んでいません。また、申請地の農地はどなたも管理されていなく、雑草のクズが生えています。 移住されて管理されることになれば大変よいことになると思います。
西田委員	八頭町内の実家から通われて農地を耕作されるのでしょうか。
事務局	申請地の畑に隣接する家屋も同時に取得されて、そこに住まわれる予定のようです。

井上推進委員	取得するトラクターは稼働するのでしょうか。
田中豊委員	私が家屋の登記手続きをするとき、譲受人の家族の方と立ち会いました。トラクターはバッテリーをつないで動かされましたので、稼働するものと考えられます。
井上推進委員	譲受人は農業を専業で行われるのか、それとも兼業で行われるのでしょうか。
事務局	給与所得と事業所得があります。兼業農家として農業を行っていかれる計画です。
議長（会長）	その他の意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 以上で農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。 農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号2-1について説明します。 【議案第2号 受付番号2-1 朗読後、説明】 土地の所在地 宮谷地内 台帳地目：畑現況地目：畑 面積213㎡の内9㎡ 2筆目は、 土地の所在地 宮谷地内 台帳地目：畑現況地目：畑 面積295㎡の内9㎡ 埋蔵文化財 試掘調査を目的とした使用貸借権設定の一時転用

事務局

です。

場所、図面など資料については、本日配布議案書の3ページから6ページに付けています。

場所は宮谷集落南西側の農地になります。

土地利用計画図は6ページに付けています。

理由につきましては、建売住宅2棟を建築するにあたり、事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施するものです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、鳥取県八頭総合事務所からおおむね300mの区域内にある農地 第3種農地に該当します。

許可根拠は原則許可であります。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。

資力については試掘につき、八頭町教育委員会部局が事業実施するため、八頭町予算書により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は田、西側は公衆用道路、南側は宅地と田、北側は畑になっています。農地所有者の同意は得られています。

雨水は自然流下で、既設の道路側溝へ放流します。汚水排水は発生しません。

水利権者と集落区長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、埋蔵文化財調査の試掘であり建物は建築しませんので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

事務局

また、今回は埋蔵文化財調査の試掘でありますので、その結果を得てからの、転用になる予定です。

説明は以上です。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をしましたので報告します。

議長（会長）	<p>譲受人、譲渡人双方の代理人行政書士事務所の担当行政書士に説明をしていただきました。譲受人、譲渡人の双方には直接お話しはしていません。</p> <p>申請地に隣接する現地の宅地開発は、完売ということでしたが、建築中のものと、まだ更地のものがありました。契約済みでこれから建築されるものと考えられます。</p> <p>申請地には柿が主に植えられていましたが、一旦、枝を落としたものが、その後また芽が出てきている状態でした。</p> <p>現状は育成放棄果樹園となっていました。北側は道路で宅地開発されている団地と接続する形となります。南側は田んぼで田植えがしてありました。西側は畑となっていました。北側は道路になっていました。</p> <p>試掘調査が終わり、問題がなければ、造成に取りかかりたいという内容でありました。造成後は、建売住宅という計画で条件は整っているようであります。埋蔵文化財試掘調査の実施にあたっては問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
小林職務代理	<p>図面を見ると申請地は枝番1と2に分筆されています。その分筆された幅で前後とも次の隣接地にもずっと分筆線が繋がっています。このあたりはなにかあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>スクリーンに現地画像を映していますのでご覧ください。</p> <p>画像に高圧送電線の鉄塔が確認できると思います。この高圧送電線にかかわる範囲の土地は分筆され地役権や区分地上権が設定登記されています。登記簿には設定目的や権利存続の期間、利用制限、使用料などが記載されています。</p> <p>今回の場合は電力会社が設定しています。今回の建売住宅の2階建て住宅の規模では建築に対しての高さ制限に抵触することはないようです。</p>
議長（会長）	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定します。
 以上で農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。
 続きまして日程第5議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明について説明します。
 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号3-1について説明します。
【議案第3号 受付番号3-1 朗読後、説明】
 土地の所在地：稗谷地内 1筆 登記地目：畑 現況地目：山林 面積779㎡です。
 場所につきましては、議案書の12ページから14ページに図面を付けていますが、稗谷集落南西側の農地になります。
 議案14ページの申請地付近の公図の写しです。
 申請地の上部、北側は境界未確定のため未確定地番が+（プラス）表記に続けて列挙してあります。境界未確定で境界線が、引けていない状態です。
 理由につきましては、二十年以上前より栽培しておらず、現在は山林となっているということです。
 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、農地としての利用が困難です。
 前回、6月定例会に墓地への転用申請が提出された、近くになります。
 現地確認を田中豊秋委員、竹内俊雄推進委員、小林孝委員にお願いしました。
 以上です。

議長（会長）

この件につきましては、4番田中委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中豊委員

7月3日午前に、申請人に現地を案内していただき調査をしました。7月7日午後には、私と農業委員の小林委員、竹内推進委員と事務局員の四名で現地確認しました。
 現地は元梨畑であったところでしたが、20年位前から栽培を止め、現在は茅、雑木、手入れを放棄し放木化した梨の木などの荒廢地となっています。
 以上です。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、受付番号3-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号3-1について申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号4-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>【議案第3号 受付番号4-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：土師百井地内 1筆 登記地目：畑 現況地目：原野 面積166㎡</p> <p>もう一筆は、</p> <p>土地の所在地：土師百井字地内 1筆 登記地目：田 現況地目：原野 面積152㎡</p> <p>場所につきましては、議案書の15ページから17ページに図面を付けていますが、土師百井集落北側の農地になります。</p> <p>理由につきましては、平成5年月日不詳より植樹し、現在は原野となっているということです。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、農地としての利用が困難です。</p> <p>現地確認を山寄幸臣委員、谷本昭推進委員、横山会長にお願いしました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	この件につきましては、3番山寄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
山寄委員	<p>7月7日に横山会長、谷本推進委員、事務局員及び私で現地調査を行いました。</p> <p>事務局からお話がありましたように、平成5年から27年間経過しています。</p> <p>樹木の根元の大きさは30cmを超えるものもありました。高さは6mから7m以上のものもあり、申請地全面に植えられている状</p>

山寄委員	<p>況であり、正に原野状態でありました。</p> <p>これを農地に復帰させるのは、非常に困難であると、現地調査をした皆の意見が一致しました。</p> <p>この非農地申請は、許可相当であると意見が一致しましたことを報告します。</p> <p>以上であります。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、受付番号4-2について申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号4-2について申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和2年6月29日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定はありません。</p> <p>中間管理事業分は新規9件、更新6件、合計15件です。</p> <p>面積は田25,137㎡、畑3,473㎡の合計28,610㎡です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>中間管理の利用権設定分 受付番号39-1から53-15について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで中間管理の利用権設定分 受付番号39-1から53-15について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より令和2年6月29日付で農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号342-1から356-15について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地28,610㎡を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の農業法人2法人へそれぞれ1,630㎡、6,821㎡、その他4名の個人耕作者へ20,159㎡を配分するものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号342-1から356-15につきまして、質問意見はありませんか。
小林職務代理	飼料作物とは何を作られるのでしょうか。
山根委員	家畜の飼料用米を作っています。
小林職務代理	飼料用米を作っておられる田んぼは、通常の食用米の作付けでできる田んぼに戻りますか。飼料用米と食用米と作付けを交互とかにされていますか。
山根委員	作付けについては、ほぼ固定しています。飼料用米の後に食用米の作付けは私も行いました。食用米の田んぼに戻ります。

山根委員	<p>たまに、飼料米の稲がぼつぼつ成長してきます。その場合は抜きますが、数は少ないです。食用米の田んぼには戻すことはできません。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号342-1から356-15について申請どおり決定します。 以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>●6月審議の転用案件について 転用申請1件は、6月18日付けで許可になりました。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の影響支援資料説明 添付資料にて説明</p> <p>●新任期 農業委員会 初総会 新任期の農業委員会初総会は、7月20日（月）13時30分から船岡地区公民館__大集会室で開催します。 15時から農地利用最適化推進委員 委嘱書交付式を引き続き開くよう計画しております。</p> <p>●新任期 次回農業委員会 定例会 新任期の次回農業委員会定例会は、8月11日（火）13時30分から船岡地区公民館__大集会室で開催します。 なお、8月定例会終了後、委員研修を開催計画しております。 講師は鳥取県農業会議にお願いし調整しているところです。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>

議長（会長）

今回が現任期の農業委員、農地利用最適化推進委員の最後の定例会となりました。

ここで、7月19日をもって退任される委員に一言ずつ退任のあいさつをいただきたいと思います。

退任される農業委員からお願いしたいと思います。

●退任農業委員あいさつ

（田中 豊秋委員退任あいさつ）

（丸山 武委員退任あいさつ）

（河村 久雄委員退任あいさつ）

（木原さち子委員退任あいさつ）

（宮本彰太郎委員退任あいさつ）

議長（会長）

つづいて、退任される農地利用最適化推進委員はお願いします。

●退任農地利用最適化推進委員あいさつ

（野田 稔推進委員退任あいさつ）

（谷本 昭推進委員退任あいさつ）

（永江守弘推進委員退任あいさつ）

（松田純一推進委員退任あいさつ）

（藤田克昭推進委員退任あいさつ）

議長（会長）

退任委員のあいさつで述べられた、農業委員会憲章に書かれていること進めていくということは、大切なことでもありますし実に大変なことと私も思います。

みなさんのお力添えで現在の農業委員会の努めがおこなわれてきたと思います。みなさまにおかれましては大変な業務と任務であったと感じています。

有難うございました。

以上で第4回農業委員会を終了します。

終了（14時55分）